

議案第 83 号

八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市国民健康保険条例（平成 1 7 年条例第 1 3 5 号）の一部を次のように
改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示
すように改正する。

改正後	改正前
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）第 3 6 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに <u>1万2千円</u> を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）第 3 6 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに <u>1万6千円</u> を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、改正後の八幡浜市国民健康保険条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

